○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年九月十八日

文部科学大臣　下村　博文

名称	関係告示
本願寺本堂（阿弥陀堂）	大正二年内務省告示第二十四号

名称	名称及び員数
本願寺本堂（阿弥陀堂）	・附渡廊下　一棟 ・附喚鐘廊下　一棟

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
本願寺阿弥陀堂	一棟	桁行四五・二メートル、梁間四二・一メートル、一重、入母屋造、背面すがる破風付葺きおろし、向拝三間、本瓦葺 附・渡廊下　一棟 桁行二四・二メートル、梁間五・四メートル、唐破風造、本瓦葺 ・喚鐘廊下　一棟 桁行二六・四メートル、梁間二・八メートル、招造、本瓦葺	本願寺	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る門前町

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧馬場家牛込邸	一棟	木造、建築面積五八二・八六平方メートル、一部二階建、桟瓦及び銅板葺 附・庭門　一棟 一間腕木門、左右袖塀付、銅板葺 ・正門　一基 木製門柱一対、間口三・六メートル、南北潜戸付 ・塀及び石垣　二基 鉄筋コンクリート造、正門北方延長一七・六メートル、潜門一所付、正門南方九八・二メートル、潜門二所及び階段一所付 宅地　二、四九三・八〇平方メートル 三九番地の一部 右地域内の池、築山を含む	国（最高裁判所）	東京都千代田区隼町四番二号	東京都新宿区若宮町三九番
旧真宗信徒生命保険株式会社本館（本願寺伝道院）	一棟	煉瓦造、建築面積六二七・七〇平方メートル、二階建一部三階建、一部地下一階、銅板葺、南西隅門及び煉瓦塀附属　煉瓦造、延長七・六メートル 附・棟札　一枚 明治四四年四月四日 ・石柵柱　二二基 石柱、頂部彫刻付	本願寺	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町	京都府京都市下京区油小路通正面下る玉本町一九九番地
富田林興正寺別院 本堂 対面所 鐘楼 鼓楼 山門 御成門	六棟	桁行一八・三メートル、梁間一八・七メートル、入母屋造、向拝三間、本瓦葺 桁行一六・八メートル、梁間六・三メートル、切妻造、妻入、正面唐破風造玄関付、本瓦及び桟瓦葺、渡廊下附属、桟瓦葺 桁行一間、梁間一間、入母屋造、本瓦葺 桁行五・〇メートル、梁間四・〇メートル、二重、入母屋造、本瓦葺 一間薬医門、切妻造、南北潜戸付、本瓦葺 一間棟門、切妻造、本瓦葺、南北袖築地塀付、桟瓦葺 附・築地塀　三棟 山門南方延長一八・七メートル、山門北方延長五・二メートル、御成門北方延長五・八メートル、各本瓦葺	富田林興正寺別院	大阪府富田林市富田林町一三番一八号	大阪府富田林市富田林町